

令和 7 年第 3 回定例会 保健福祉医療委員会資料

【諸般の報告】

1	第 1 回新県立病院整備検討委員会の開催結果について	2
2	救急医療に係る取組について（中央病院）	4
3	児童思春期外来オンライン予約システムの導入について（こころの医療センター）	5
4	小児糖尿病患者の療養支援について（こども病院）	6
5	茨城県病院局（県立病院）カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定について	7
6	県立 3 病院の令和 6 年度決算概況について	8

令和 7 年 1 0 月 1 5 日
病 院 局

1 第1回新県立病院整備検討委員会の開催結果について

新県立病院の整備に向け、基本構想等の検討を進めるため第1回新県立病院整備検討委員会を開催した。今後も幅広く意見をいただきながら、県央・県北の医療を担う病院を目指していく。

(1) 開催結果

- ア 日時 令和7年9月25日 17時30分～19時00分
イ 場所 県庁11階会議室
ウ 議事 委員会の進め方
基礎調査の報告及び新病院整備の方向性（案）
- ・外部環境調査の報告
 - ・内部環境調査の報告
 - ・新病院整備の方向性（案）
 - ①高度急性期機能の強化
 - ②がんセンター機能の強化・維持
 - ③小児・周産期拠点機能の充実
 - ④県立拠点病院としての役割
 - ⑤救急機能の充実
 - ⑥経営基盤の強化
 - ⑦持続的な医療提供体制の構築

エ 主な意見

- ・県北地域からすれば、医療圏内で提供できない高度医療について中央病院及びこども病院に支えていただいていることが現状分析から分かる。新病院については水戸医療圏のみならず、県央・県北の中核病院としてどのような機能を持つべきかという観点も重要。
- ・将来の医療分野の働き手不足が予想されるなか、10年後を見据え、医療人材をどのように確保していくかは課題。
- ・経営基盤の強化と持続的な医療提供体制の構築をどう実現するかも大事な視点であり、高度な医療を支えるためにも、経営基盤の強化も合わせて議論していければと思う。

(2) 今後のスケジュール

年 度	日 程	議 事（予定）
令和7年度 ～ 令和8年度	第2回 (12月予定)	・新県立病院の基本方針 ・適正病床数及び診療機能 等
	第3回 (2月予定)	・基本構想（素案）の検討
	第4回以降	基本計画策定に向け、新県立病院整備検討委員会を適宜開催

(参考) 新県立病院整備検討委員会委員

氏 名	役 職 等
五十嵐 純子	筑波大学附属病院「小児患者保護者のおしゃべり会」代表
石塚 恒夫	笠間市医師会長
樗木 昭	茨城県薬剤師会長
小野瀬 好良	常陸太田・ひたちなか地域医療構想調整会議 議長
田口 順子	中央病院がん患者サロン「のぼら」世話人
塚田 篤郎	茨城県病院協会会長
中島 貞子	茨城県看護協会会長
平松 祐司	筑波大学附属病院長
細田 弥太郎	水戸市医師会長
松崎 信夫	茨城県医師会長
横倉 稔明	日立地域医療構想調整会議 議長
飯塚 博之	茨城県副知事
丸山 慧	茨城県保健医療部長

2 救急医療に係る取組について（中央病院）

中央病院では、ドクターカーの利活用促進に向けた関係者の意見交換会や新生児蘇生法の普及に向けた講習会などを開催し、地域の医療機関との連携を通じ、救急医療の充実と地域医療の発展に努めている。

（１）ドクターカーの利活用促進について

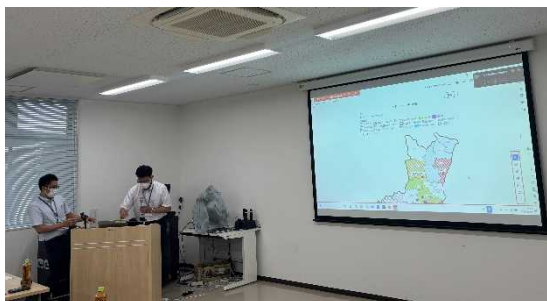
ドクターカーの利活用を促進するため、ドクターカー運行病院や消防機関等の担当者が集い、各病院・機関の課題や実情に関する情報共有や意見交換を行った。

ア 日 時 令和 7 年 8 月 1 日（金）

イ 場 所 県立中央病院

ウ 参加者 147 名（ドクターカーを運行する 7 医療機関及び県内消防機関など）

エ 内 容 ・事例検討（具体的な事故の発生場所や状況などを想定し対応を検討）
・意見交換（「実際の要請件数や費用効果を地域ごとに可視化できると良い」、「今後ドクターカーの運用を検討したい」などの意見があった）



県内ドクターカーの状況説明



ドクターカーを確認しながら意見交換を行う様子

（参考）中央病院におけるドクターカーの出動件数

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
372 件	385 件	319 件	281 件	251 件

（２）新生児蘇生法の普及について

新生児の救命と重篤な障害を回避することを目的に、救急救命士や常陸太田市の消防職員を対象に小児科医や助産師等による講義・実習を通じた、標準的な新生児蘇生法の理論と技術を習得する講習会を開催した。

ア 日 時 令和 7 年 6 月 20 日（金）、27 日（金）、7 月 6 日（日）

イ 場 所 常陸太田市消防庁舎、県立中央病院

ウ 参加者 計 65 名（医師、助産師、看護師、救急救命士、救急隊員 など）

エ 内 容 ・気管挿管、薬物投与を含めた新生児蘇生法の習得
・医療施設外での出生を想定した新生児蘇生法の習得



講習会の様子①



講習会の様子②

3 児童思春期外来オンライン予約システムの導入について(こころの医療センター)

近年、こころの医療センター児童思春期外来では予約が集中し、受診までに長い期間を要する状況が続いている。受診を待つ方の中には、診療以外の知能検査や生活相談を希望するケースもあり、精神症状の重い方への診療に影響が生じかねない事態となっていた。

このため、待機期間の短縮と重症度に応じた適切なトリアージを実現するため、本年9月1日から、予約方法を従来の電話受付からオンライン受付へと変更した。

この取組を進め、悩みを抱える児童に対し、早期かつ適切な対応に繋げられるよう努めていく。

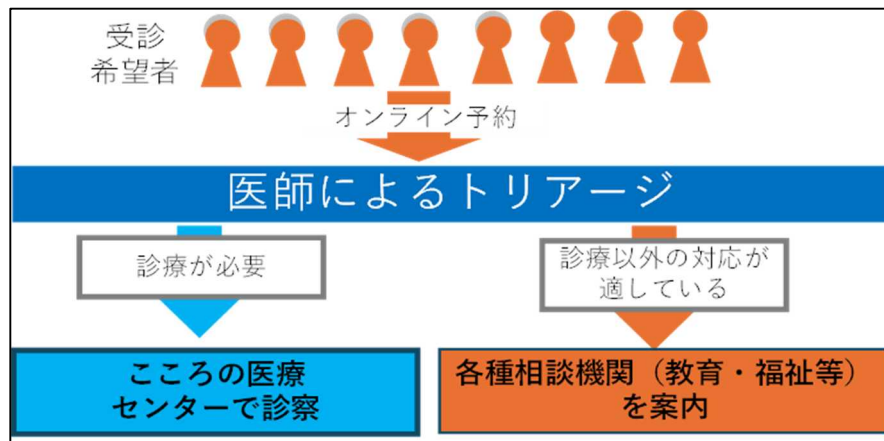
(1) 従来の受付状況

看護師等が電話で症状を聞き取り、受付順に診療予約を行っていたが、受診希望者の中には知能検査や生活相談の方も3割ほど含まれており、本年8月1日現在で約100人が待機し、最長5か月間の待ち期間が生じていた。

(2) オンライン予約システムの導入

本年9月1日から原則としてオンラインによる外来予約を導入し、申込内容は、複数の児童思春期専門医が確認・トリアージを行い、1週間後を目途に結果を申込者へメール送信している。

トリアージの結果、軽度の不登校・適応障害や発達特性の評価に関する相談など、診療以外の対応が適切と判断された方には、教育や福祉など各種相談機関を案内している。



(3) 各種相談機関への説明

オンライン予約システムの導入に伴い、影響が生じる可能性のある市町村の教育支援センター、各保健所などへの説明や児童相談所の役職者会議、市町村の生徒指導教員が集まる会議での説明など各相談機関の相談業務への影響が少なくなるよう事前説明を行った。

(4) オンライン予約システムの導入実績(9/1~9/30)

ア 申込件数 42件 (うち診療予約を受付した件数 34件(80.9%)

他機関を案内した件数 8件(19.1%)

イ 待機者数

(導入前) 約100人(待ち期間5か月) → (導入後) 85人(待ち期間4.3か月)

4 小児糖尿病患者の療養支援について（こども病院）

こども病院では、茨城県糖尿病協会との連携のもと、小児期に糖尿病を発症し、継続的な医療的支援及び生活管理が必要となる患児に対して、患児自身が病気を理解し自立する力を育むためのサマーキャンプを開催し、療養支援に協力している。

また、患児とその保護者が悩みや体験を共有する場として家族交流会を開催しており、家庭内での療養支援の質の向上を図っている。

今後も関係機関との連携を図りながら、患児の自己管理スキルの育成と、家族の心理的・社会的負担の軽減に向けた取組を実施していく。

（１）サマーキャンプ

日 時	令和 7 年 8 月 23 日（土）～24 日（日）
場 所	とちぎ海浜自然の家（銚田市）
参加者	31 名（医師や看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師など 69 名のスタッフが対応）
内 容	患児自身が病気を理解し、自己管理能力の向上などの自立する力を育むため、インスリン自己注射や血糖測定の実践による技術習得や情報の共有を行う。
参加者の声	・ 同じ病気の子と話せる機会は貴重（小学校高学年の子） ・ 食事管理から 1 日でも解放されると気持ちが楽になる（家族）
開催の様子	 （サマーキャンプ：インスリン投与量算出の様子）

（２）家族交流会

日 時	令和 7 年 11 月 22 日（土）予定
場 所	県立こども病院
参加者	－（R 6：36 名（うち家族 21 名））
内 容	家庭での療養環境の質の向上を図るため、同じ病を持つ子の親同士の悩みや経験の共有に加え、1 型糖尿病*を発症した方からの講話、インスリン注射方法等の講義などを行う。
参加者の声 （R 6）	・ 就学に向けて具体的にどのように動けばよいかイメージできた（家族） ・ 自分と同じ思いをしている家族が居ることがわかって安心した（家族）
開催の様子 （R 6）	 （家族交流会の様子：昨年度）

※ 1 型糖尿病：小児期に突然発症することが多く、インスリンの分泌が停止することから、インスリン注射による継続的な治療が不可欠となる。

5 茨城県病院局（県立病院）カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定について

（１）趣旨

職員は、患者等に対し、礼儀正しい態度や言葉遣いを心掛け、苦情等があった場合には、傾聴、共感の姿勢で説明を尽くすなど、適切な対応に努める必要がある。

しかし、苦情等が「カスタマーハラスメント」に発展した場合、職員の萎縮や業務の遅滞を招き、本来の医療・行政サービスが提供できなくなるおそれがある。

このため、「カスタマーハラスメント」から職員を守り、取り組むべき職務に注力することでより多くの患者等に医療・行政サービスを提供できるよう、本マニュアルを策定する。

（２）病院局における「カスタマーハラスメント」の定義

患者等からの苦情等のうち、次のいずれかに該当し、職員の勤務環境が害されるもの

ア 申出・要求内容に妥当性がないもの

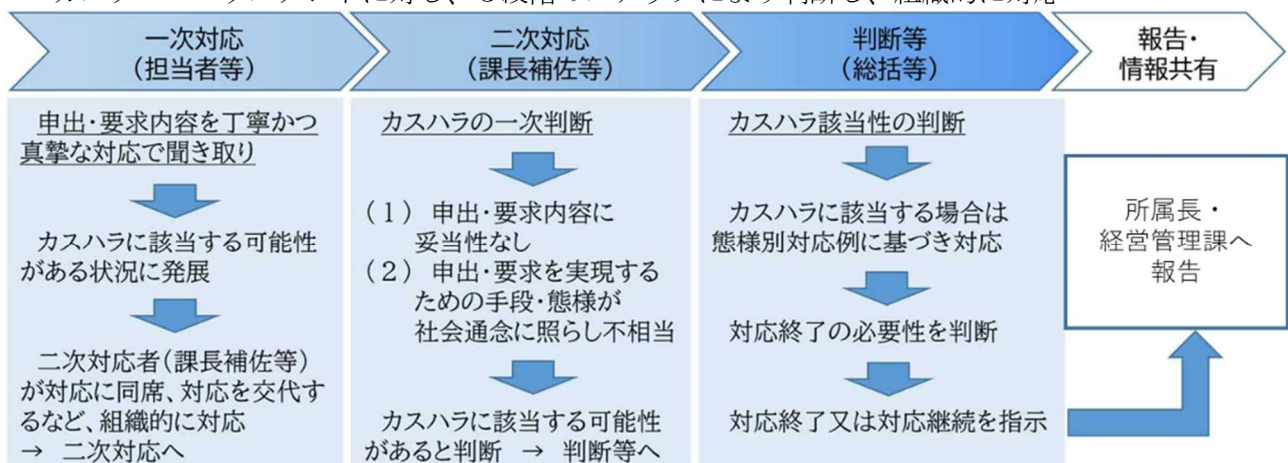
申出・要求内容が妥当性を欠く場合の例
①事実や根拠のない要求、病院局に過失がないことへの対応の要求
②病院局に対する過大な謝罪や補償の要求
③病院局に権限のない業務についての対応の要求
④意味不明な申出、雑談等
⑤提供する医療サービスの内容とは関係がないものの要求

イ 申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの

カスタマーハラスメントの態様
①時間拘束・リピート型 ・繰り返しの電話での問合せ、長時間の電話や居座りなど、執拗に同様の要求等を繰り返し、職員に長時間の対応を強いるもの
②暴言・威嚇・脅迫型 ・怒鳴り声をあげる、侮辱的な言動をする、脅迫的発言をするなど、職員を畏怖させ、業務の遂行を困難にするもの
③権威型 ・権威や立場の優位性を利用した暴言、特別扱いの要求など、担当者レベルでの対応を困難にするもの
④SNS／インターネット上での誹謗中傷型 ・対応する職員を撮影し業務の遂行を妨げたり、SNSやインターネット上へ名誉を毀損する又はプライバシーを侵害する情報を掲載したりするもの

（３）カスタマーハラスメント対応フロー（３ステップ＋報告・情報共有）

カスタマーハラスメントに対し、３段階のステップにより判断し、組織的に対応



（４）カスタマーハラスメントに該当する場合の病院局の対応

ア 申出・要求内容に妥当性がないもの

病院局では対応できないことを伝達・対応終了 など

イ 申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの

一定時間で切電・面談終了。以後の同要求には説明済と伝達・対応終了 など

6 県立3病院の令和6年度決算概況について

(1) 令和6年度決算の概況

【収益的収支】

3病院合計で15億7百万円の純損失を計上。

(主な要因は人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う給与費の増、物価高騰・人件費高騰による委託費の増等による医業費用の増)

< 3病院の状況 >

・中央病院 → 純損失を計上 14億56百万円

R5 : 4百万円 → R6 : △14億56百万円 (前年度比△14億60百万円)

(人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う給与費の増、物価高騰・人件費高騰による委託費の増等による医業費用の増)

・こころの医療センター → 純損失を計上 1億15百万円

(人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う給与費の増等による医業費用の増)

R5 : △1億1百万円 → R6 : △1億15百万円 (前年度比△14百万円)

・こども病院 → 純利益を計上 64百万円

R5 : △2億38百万円 → R6 : 64百万円 (前年度比+3億2百万円)

(入院患者の増等による医業収益の増)

(2) 一般会計繰入金

退職給与金に要する経費に係る繰入等の増により、前年度比4億96百万円増額し、総額56億30百万円

(3) 主な収支改善方策

○中央病院

- ・令和6年度に増床したICUを含む高度急性期病床を本格稼働し、がん診療機能の更なる強化を図り、複雑で高度な医療を必要とする患者の受入を拡大していく。
- ・地域医療機関との機能分化・連携強化を図り、病診連携・病病連携を推進し、入院患者の受入増加を図っていく。

○こころの医療センター

- ・病床コントロールを徹底し、精神科救急(一般・児童)を柔軟に受け入れるための行動制限室(保護室等)の確保、地域医療機関との連携強化などの取り組みにより入院収益の増加を図っていく。

○こども病院

- ・リハビリ入院、アレルギー検査入院等の専門診療の受入れ拡充により、これまでニーズがありながらも応えきれなかった患者の受入を拡大していく。
- ・特定集中治療室管理料の算定率向上による収益増加や、診療材料など材料費の抑制による経費節減を図っていく。

【参考１】収支状況（前年度比較）

（単位：百万円）

	中央病院		こころの医療センター		こども病院			３病院合計	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R6 (参考) ※2	R5	R6
(1) 収益的収支	4	△1,456	△101	△115	△238	64	64	△335	△1,507
収益的収入	19,076	19,273	3,750	3,965	1,342	1,462	6,384	24,168	24,700
医業収益	15,910	16,203	2,811	2,899	42	57	4,909	18,763	19,159
病床確保補助金	183	-	30	-	79	-	-	292	-
収益的支出	19,072	20,729	3,851	4,080	1,580	1,398	6,319	24,503	26,207
医業費用	18,157	19,764	3,698	3,894	1,506	1,329	6,250	23,361	24,987
(2) 資本的収支	△616	△588	△97	△101	△180	△172	△172	△893	△861
(3) 資金収支(※1)	△482	△1,640	△75	△120	△296	△48	△48	△853	△1,808

※１：非資金（減価償却費や引当金等の実際の資金の増減を伴わないもの）を除く収益的収支と資本的収支を連結したキャッシュベースでの収支。

※２：病院全体の状況を表すため、県及び指定管理者の数値を合算したもの。

【参考２】繰入金（前年度比較）

（単位：百万円）

	中央病院		こころの医療センター		こども病院		本庁		合計	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
医療分(※3)	2,314	2,522	1,043	1,263	1,189	1,306	28	5	4,574	5,096
教育・研修事業分(※4)	422	396	71	71	67	67	-	-	560	534
合 計	2,736	2,918	1,114	1,334	1,256	1,373	28	5	5,134	5,630
増 減		182		220		117		△23		496

※３：救急医療、精神、小児など政策医療の提供に要する経費、建物等の償還金のうち国の繰出基準に該当する経費、病院局設置前の一般会計在職期間等に係る退職給与金などに対する繰入金。

※４：研修医の指導医人件費など、医療人材の教育や研修に要する経費に対する繰入金。